

# 職員の給与等に関する報告及び勧告について

岩手県人事委員会委員長談話

本県の職員においては、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始め、県が直面する様々な課題に対し、各分野において日々職務に全力を挙げて精励していることに対し、心から敬意を表します。

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

(給与勧告の基本的考え方)

- 1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってきました。

(職員の給与に関する事項)

- 2 本年4月の月例給については、職員給与が民間給与を平均3,836円(1.10%)下回ったことから、これに見合うよう給料表全体を引き上げ、その改定に当たっては初任給を始め若年層に重点を置くことや、医師等の初任給調整手当を引き上げることを勧告しました。

特別給(期末手当・勤勉手当)についても、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回ったことから、職員の年間支給月数を0.10月分引き上げることを勧告しました。

- 3 また、人事院が新設を勧告した在宅勤務等手当について、国や他の都道府県の状況を注視しながら、手当の必要性等について検討する必要があることなどについて報告しました。

(公務運営に関する事項)

- 4 この他、有為な人材の確保、人材育成、長時間勤務の解消、両立支援の推進、心身の健康管理及びハラスメント対策について報告しました。
- 5 このうち、長時間勤務の解消については、これまでの取組に加え、デジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組む必要があるほか、特に長時間勤務となっている職員に共通する業務について内容の分析や効率化を図る必要があることなどについて報告しました。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和5年10月17日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和